

調査前説明申出書

年 月 日

弟子屈町長 様

住所

申出者

氏名

㊟

法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

弟子屈町内での地熱資源量調査を行うため、弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第6条第1項の規定により、調査前説明の実施を申し出ます。

記

1 地熱資源量調査の概要

| | |
|----------|--|
| 調査予定場所 | |
| 導入事業者 | |
| 調査実施事業者 | |
| 調査の方法 | |
| 調査開始予定日 | |
| 調査完了予定日 | |
| 連絡先（担当者） | |

2 添付書類

- 地熱資源量調査に関する誓約書
- 暴力団関係者でない旨の誓約書
- 地熱資源量調査計画書
- 登記事項証明書及び役員の住所、氏名、生年月日及び性別を記載した名簿（個人にあっては、住民票の写し）
- 地熱資源量調査のための請負、委任又は委託の契約の相手方に係る以下の書類
 - 暴力団関係者でない旨の誓約書
 - 登記事項証明書及び役員の住所、氏名、生年月日及び性別を記載した名簿（個人にあっては、住民票の写し）
- その他（)

地熱資源量調査に関する誓約書

地熱資源量調査の実施にあたり、下記の事項のすべてを遵守することを誓約します。

記

- 1 調査方法及びスケジュール、実施区域など調査実施に関する情報を、町、近隣関係者、近隣温泉関係者及び水利関係者に周知するとともに、当該関係者の理解を得るため、必要な説明等を積極的に行います。
- 2 地熱資源量調査の実施において、関係法令の遵守し、近隣区域の自然環境及び生活環境に関して十分に配慮します。
- 3 地熱資源量調査の実施において、事故等の防止に努めます。
- 4 地熱資源量調査の実施において、事故等が発生したときは、適切な対応を図り、再発防止の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を報告します。
- 5 地熱資源量調査の終了後は、調査設備の撤去を適正に実施するとともに、土地に関しては調査前の現状に復します。

弟子屈町長 様

年 月 日

住 所

氏 名

④

〔 法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

暴力団関係者でない旨の誓約書

年 月 日

弟子屈町長 様

住 所

氏 名

㊟

〔 法人にあつてはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

私は、下記の事項について誓約します。

また、弟子屈町が必要と認める場合は、北海道警察釧路方面本部弟子屈警察署長に照会することについて承諾します。

記

- 自己又は自己の役員等が、次のいずれかにも該当する者ではありません。
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - 暴力団員が役員となっている事業者
 - 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用、使用している者
 - 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は物品の売買契約等を締結している者
 - 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - 暴力団又は暴力団員と社会通念上相応しくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 1の（1）から（9）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

調査前説明事項通知書

様

弟子屈町長

印

年 月 日付けで申出のあった調査前説明につきまして、調査前説明の完了に向けての手続きその他必要な事項を通知します。

また、地熱資源量調査の実施は、弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第9条第3項の規定により、調査前説明の完了について町長の承認を受けた後に実施すること。

記

1 調査前説明における説明事項

- (1) 地熱資源量調査の方法、調査範囲及びスケジュール
- (2) 地熱資源量調査の実施体制
- (3) 想定される地熱発電の発電出力
- (4) 導入事業者の概要
- (5) その他（)

2 調査前説明は、近隣関係者、近隣温泉関係者及び水利関係者（以下「近隣関係者等」という。）に対し個別に説明するほか、近隣関係者等が多数である場合は、地元説明会の開催により行うことができる。この場合において、地元説明会の開催は、以下の手続きにより行うこと。

- (1) 地元説明会の開催についての周知を行う前に、近隣区域内的の自治会の代表者にその旨を事前に説明すること。
- (2) 地元説明会の開催についての周知は、地元説明会の開催の日の少なくとも1週間前までに、その開催の日時、場所、目的等を示して行うこと。
- (3) 地元説明会の開催の日時及び場所は、参加者の利便を考慮して定めること。
- (4) 地元説明会に参加する者が少なかったときは、必要に応じて再度開催すること。
- (5) 地元説明会の開催にあたっては、その会場となる施設の管理者の指示に従い、所定の手続きを行うこと。

3 2の地元説明会を開催した場合であっても、近隣関係者等のうち当該地域説明会を正当な事由によって欠席し、その説明を受けていない者がいるときは、当該説明を受けていない者から求められたときは、地熱資源量調査に関する説明を行うこと。

4 調査前説明の実施にあたっては、近隣関係者等の意見の把握に努めるとともに、その意見に真摯に対応すること。

5 近隣関係者等に地熱資源量調査に関する説明を行ったときは、次に掲げる書類を作成すること。

- (1) 調査前説明実施調書
- (2) 調査前説明を行うべき近隣関係者等の範囲を示す地図
- (3) 地元説明会を開催したときは、その開催の周知方法が分かる書類
- (4) 近隣関係者等が説明を受けたことが分かる名簿等
- (5) 説明の際の質疑応答等の内容が分かる書類
- (6) 説明の際に配布し、又は提示した書類
- (7) その他 ()

6 近隣関係者等への調査前説明を完了したときは、調査前説明完了報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に報告すること。

- (1) 調査前説明申出書に添付の地熱資源量調査の計画書（変更がある場合に限る。）
- (2) 5に掲げる書類
- (3) その他 ()

調査前説明実施調書

1 地熱資源量調査について

| | |
|------------|----------------|
| 調査前説明事項通知書 | 年 月 日 (記号) 第 号 |
| 調査実施予定場所 | |
| 導入事業者 | |
| 調査実施事業者 | |
| 調査の方法 | |
| 調査開始予定日 | |
| 調査完了予定日 | |

2 説明の概要

説明対象 近隣関係者 近隣温泉関係者 水利関係者
実施方法 説明会開催 対面説明
実施日時 年 月 日 時 分
実施場所
説明を受けた者の人数 人
説明者の氏名

3 添付書類

- 調査前説明を行うべき近隣関係者等の範囲を示す地図
- 地元説明会の開催した場合における、その開催の周知方法が分かる書類
- 近隣関係者等が説明を受けたことが分かる名簿等
- 説明の際の質疑応答等の内容が分かる書類
- 説明の際に配布し、又は提示した書類
- その他（ ）

調査前説明完了報告書

年 月 日

弟子屈町長 様

住 所

氏 名 ㊟

（ 法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 ）

年 月 日付け（記号）第 号で説明事項通知を受けた調査前説明について、
説明を完了したので関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 地熱資源量調査の計画書（調査前説明の申出から記載事項に変更がある場合）
- 調査前説明実施調書（ 部）
- 調査前説明を行うべき近隣関係者等の範囲を示す地図
- 地元説明会の開催した場合における、その開催の周知方法が分かる書類
- 近隣関係者等が説明を受けたことが分かる名簿等
- 説明の際の質疑応答等の内容が分かる書類
- 説明の際に配布し、又は提示した書類
- その他（)

調査前説明完了承認書

様

弟子屈町長 印

年 月 日付で調査前説明完了の報告がありました下記地熱資源量調査前説明について、弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第9条第2項の規定に基づき、調査前説明の完了を承認します。

記

1 地熱資源量調査の概要

| | |
|----------|--|
| 調査実施予定場所 | |
| 導入事業者 | |
| 調査実施事業者 | |
| 調査の方法 | |
| 調査開始予定日 | |
| 調査完了予定日 | |

2 付記事項

- (1) 地熱資源量調査を開始したときは、開始の日から10日以内に地熱資源量調査開始届を、町長に提出すること。
- (2) 地熱資源量調査を完了したときは、完了の日から10日以内に地熱資源量調査完了届を、町長に提出すること。
- (3) その他 ()

地熱資源量調査開始届

弟子屈町長 様

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

地熱資源量調査を開始したので、弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第10条の規定により届け出ます。

記

| | |
|---------------|--|
| 調査実施場所 | |
| 導入事業者 | |
| 調査実施事業者 | |
| 調査の方法 | |
| 調査開始日 | |
| 調査完了予定日 | |
| 導入事業者担当者（連絡先） | |
| 現場責任者（連絡先） | |

備考 必要に応じ位置図、機材配置図等の説明資料を添付すること。

地熱資源量調査完了届

弟子屈町長 様

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつてはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

地熱資源量調査を完了したので、弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第10条の規定により届け出ます。

記

| | |
|---------------|--|
| 調査実施場所 | |
| 導入事業者 | |
| 調査実施事業者 | |
| 調査の方法 | |
| 調査開始日 | |
| 調査完了日 | |
| 導入事業者担当者（連絡先） | |

備考 必要に応じ位置図、機材配置図等の説明資料を添付すること。

掘削前説明申出書

年 月 日

弟子屈町長 様

住所

申出者

氏名

④

法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

弟子屈町内での地熱発電の導入のための蒸気及び熱水の掘削を行うため、弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第12条第1項の規定により、掘削前説明の実施を申し出ます。

記

1 地熱発電の導入のための蒸気及び熱水の掘削の概要

| | |
|----------|--|
| 掘削予定場所 | |
| 導入事業者 | |
| 掘削実施事業者 | |
| 掘削の方法 | |
| 掘削開始予定日 | |
| 掘削完了予定日 | |
| 連絡先（担当者） | |

2 添付書類

- 掘削前説明に関する誓約書
- 暴力団関係者でない旨の誓約書
- 地熱発電の導入のための蒸気及び熱水の掘削に関する計画書
- 登記事項証明書及び役員の住所、氏名、生年月日及び性別を記載した名簿（個人にあっては、住民票の写し）
- 地熱発電の導入のための蒸気及び熱水の掘削の請負、委任又は委託の契約の相手方に係る以下の書類
 - 暴力団関係者でない旨の誓約書
 - 登記事項証明書及び役員の住所、氏名、生年月日及び性別を記載した名簿（個人にあっては、住民票の写し）
- その他（ ）

掘削前説明に関する誓約書

温泉法第 3 条又は第 1 1 条の規定による申請を行うにあたり、掘削前説明を実施するとともに下記の事項のすべてを遵守することを誓約します。

記

- 1 掘削の実施方法及びスケジュール、実施区域など掘削に関する情報を、町、近隣関係者、近隣温泉関係者及び水利関係者に周知するとともに、当該関係者の理解を得るため、必要な説明等を積極的に行います。
- 2 掘削の実施において、関係法令の遵守し、近隣区域の自然環境及び生活環境に関して十分に配慮します。
- 3 掘削の実施において、事故等の防止に努めます。
- 4 掘削の実施において、事故等が発生したときは、適切な対応を図り、再発防止の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を報告します。
- 5 温泉法第 3 条又は第 1 1 条の規定による申請は、掘削前説明の完了の承認を受けた後に行います。

弟子屈町長 様

年 月 日

住 所

氏 名

㊟

〔 法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

掘削前説明事項通知書

様

弟子屈町長 印

年 月 日付で申出のあった掘削前説明につきまして、掘削前説明の完了に向けての手続きその他必要な事項を通知します。

記

1 掘削前説明における説明事項

- (1) 地熱資源量調査の結果等を踏まえた地質構造モデル及び地熱流体モデルの概要
- (2) 掘削地点、掘削口径及び掘削深度並びに掘削スケジュール
- (3) 掘削の実施体制
- (4) 想定される地熱発電の種類及び発電出力並びに地熱発電設備の配置
- (5) 掘削に伴う近隣の温泉のモニタリング計画
- (6) 掘削に伴う排水計画
- (7) 導入事業者の概要
- (8) ()

2 掘削前説明は、近隣関係者、近隣温泉関係者及び水利関係者（以下「近隣関係者等」という。）に対し個別に説明するほか、近隣関係者等が多数である場合は、地元説明会の開催により行うことができる。この場合において、地元説明会の開催は、以下の手続きにより行うこと。

- (1) 地元説明会の開催についての周知を行う前に、近隣区域内の自治会の代表者にその旨を事前に説明すること。
- (2) 地元説明会の開催についての周知は、地元説明会の開催の日の少なくとも1週間前までに、その開催の日時、場所、目的等を示して行うこと。
- (3) 地元説明会の開催の日時及び場所は、参加者の利便を考慮して定めること。
- (4) 地元説明会に参加する者が少なかったときは、必要に応じて再度開催すること。
- (5) 地元説明会の開催にあたっては、その会場となる施設の管理者の指示に従い、所定の手続きを行うこと。

3 2の地元説明会を開催した場合であっても、近隣関係者等のうち当該地域説明会を正当な事由によって欠席し、その説明を受けていない者があるときは、当該説明を受けていない者から求められたときは、地熱発電の導入のための蒸気及び熱水の掘削に関する説明を行うこと。

4 掘削前説明の実施にあたっては、近隣関係者等の意見の把握に努めるとともに、その意見に真摯に対応すること。

5 近隣関係者等に地熱発電の導入のための蒸気及び熱水の掘削に関する説明を行ったときは、次に掲げる書類を作成すること。

- (1) 掘削前説明実施調書
- (2) 掘削前説明を行うべき近隣関係者等の範囲を示す地図
- (3) 地元説明会を開催したときは、その開催の周知方法が分かる書類
- (4) 近隣関係者等が説明を受けたことが分かる名簿等
- (5) 説明の際の質疑応答等の内容が分かる書類
- (6) 説明の際に配布し、又は提示した書類
- (7) その他 ()

6 近隣関係者等への調査前説明を完了したときは、掘削前説明完了報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に報告すること。

- (1) 掘削前説明申出書に添付の地熱発電の導入のための蒸気及び熱水の掘削に関する計画書
(変更がある場合に限る。)
- (2) 5に掲げる書類
- (3) その他 ()

掘削前説明実施調書

1 地熱発電の導入のための蒸気及び熱水の掘削について

| | | | | | |
|------------|---|---|---|--------|---|
| 掘削前説明事項通知書 | 年 | 月 | 日 | (記号) 第 | 号 |
| 掘削予定場所 | | | | | |
| 導入事業者 | | | | | |
| 掘削実施事業者 | | | | | |
| 掘削の方法 | | | | | |
| 掘削開始予定日 | | | | | |
| 掘削完了予定日 | | | | | |

2 説明の概要

説明対象 近隣関係者 近隣温泉関係者 水利関係者

実施方法 説明会開催 対面説明

実施日時 年 月 日 時 分

実施場所

説明を受けた者の人数 人

説明者の氏名

3 添付書類

- 掘削前説明を行うべき近隣関係者等の範囲を示す地図
- 地元説明会の開催した場合における、その開催の周知方法が分かる書類
- 近隣関係者等が説明を受けたことが分かる名簿等
- 説明の際の質疑応答等の内容が分かる書類
- 説明の際に配布し、又は提示した書類
- その他 ()

掘削前説明完了報告書

年 月 日

弟子屈町長 様

住 所

氏 名 ④

（ 法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 ）

年 月 日付け（記号）第 号で説明事項通知を受けた掘削前説明について、
説明を完了したので関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 地熱発電の導入のための蒸気及び熱水の掘削に関する計画書
（掘削前説明の申出から記載事項に変更がある場合）
- 掘削前説明実施調書 （ 部）
- 掘削前説明を行うべき近隣関係者等の範囲を示す地図
- 地元説明会の開催した場合における、その開催の周知方法が分かる書類
- 近隣関係者等が説明を受けたことが分かる名簿等
- 説明の際の質疑応答等の内容が分かる書類
- 説明の際に配布し、又は提示した書類
- その他（ ）

掘削前説明完了承認書

様

弟子屈町長

印

年 月 日付けで掘削前説明完了の報告がありました下記掘削前説明について、弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第15条第2項の規定に基づき、掘削前説明の完了を承認します。

記

1 地熱発電の導入のための蒸気及び熱水の掘削の概要

| | |
|---------|--|
| 掘削予定場所 | |
| 導入事業者 | |
| 掘削実施事業者 | |
| 掘削の方法 | |
| 掘削開始予定日 | |
| 掘削完了予定日 | |

2 付記事項

- （1）温泉法第3条又は第11条の規定による申請を行ったときは、申請の日から10日以内に掘削申請完了届を、町長に提出すること。
- （2）温泉法第3条又は第11条の規定による北海道知事の許可を受けたときは、当該許可を得た日から10日以内に掘削許可取得届を、町長に提出すること。
- （3）その他（ ）

掘削申請完了届

弟子屈町長 様

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

温泉法第3条又は11条の規定による北海道知事への申請をしたので、弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第16条の規定により届け出ます。

記

| | |
|----------|--|
| 掘削予定場所 | |
| 導入事業者 | |
| 掘削実施事業者 | |
| 掘削の方法 | |
| 掘削開始予定日 | |
| 掘削完了予定日 | |
| 担当者（連絡先） | |

備考 必要に応じ位置図、機材配置図等の説明資料を添付すること。

掘削許可取得届

弟子屈町長 様

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

温泉法第3条又は第11条の規定による北海道知事の許可を取得したので、弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第16条の規定により届け出ます。

記

| | |
|----------|--|
| 掘削予定場所 | |
| 導入事業者 | |
| 掘削実施事業者 | |
| 掘削の方法 | |
| 掘削開始予定日 | |
| 掘削完了予定日 | |
| 担当者（連絡先） | |

備考 必要に応じ位置図、機材配置図等の説明資料を添付すること。

設置前同意申請書

年 月 日

弟子屈町長 様

住所

申出者

氏名

㊞

法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

弟子屈町内に地熱発電設備を設置するための同意を得たいので、弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第18条第1項の規定により申請します

記

1 地熱発電設備の概要

| | |
|----------|--|
| 設置予定場所 | |
| 導入事業者 | |
| 発電方式 | |
| 発電出力 | |
| 発電設備の型番 | |
| 着工予定日 | |
| 稼働予定日 | |
| 連絡先（担当者） | |

2 添付書類

- 地熱発電設備の設置に関する誓約書
- 暴力団関係者でない旨の誓約書
- 地熱発電設備の設置等の計画書
- 登記事項証明書及び役員の住所、氏名、生年月日及び性別を記載した名簿（個人にあっては、住民票の写し）
- 地熱発電設備の設置のための請負、委任又は委託の契約の相手方に係る以下の書類
 - 暴力団関係者でない旨の誓約書
 - 登記事項証明書及び役員の住所、氏名、生年月日及び性別を記載した名簿（個人にあっては、住民票の写し）
- その他（ ）

地熱発電設備の設置に関する誓約書

地熱発電設備の設置にあたり、下記の事項のすべてを遵守することを誓約します。

記

- 1 北海道、弟子屈町、他の事業者、民間団体と連携を図るとともに、近隣関係者と共存を図りながら、地熱発電設備の設置を行います。
- 2 地熱発電設備並びに地熱発電に用いる蒸気及び熱水に関する情報を、町、近隣関係者、近隣温泉関係者及び水利関係者に周知するとともに、当該関係者の理解を得るため、必要な説明等を積極的に行います。
- 3 地熱発電設備の導入及び地熱発電に用いる蒸気及び熱水の管理において、関係法令を遵守し、近隣区域の自然環境及び生活環境に関して十分に配慮します。
- 4 地熱発電設備の導入及び地熱発電に用いる蒸気及び熱水の管理を適正に行うとともに、事故、災害、公害等の防止に努めます。
- 5 地熱発電設備の導入及び稼働並びに地熱発電に用いる蒸気及び熱水の管理において、事故、災害、公害等が発生したときは、適切な対応を図るとともに、再発防止の措置を講じます。
- 6 地熱発電設備の導入にあたっては、弟子屈町の施策に協力するとともに、地域の振興に努めます。
- 7 地熱発電設備を撤去又は廃棄するときは、近隣区域の自然環境及び生活環境に配慮するとともに、新たな地熱発電設備の設置など特別な場合を除き、地熱発電設備設置前の原状に復します。

弟子屈町長 様

年 月 日

住 所

氏 名

印

〔 法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

設置前同意申請必要事項通知書

様

弟子屈町長

印

年 月 日付けで申請のあった設置前同意につきまして、同意に向けての手続きその他必要な事項を通知します。

記

- 1 設置前同意にあたっては、近隣関係者、近隣温泉関係者及び水利関係者（以下「近隣関係者等」という。）に対し、地熱発電設備の設置に関する説明（以下「設置前同意に関する説明」という。）を行うこと。
- 2 設置前同意に関する説明事項
 - （1）地熱発電設備の仕様及び設置場所
 - （2）地熱発電の導入に関する事業の実施体制
 - （3）地熱発電の導入に関する近隣の温泉のモニタリング計画
 - （4）地熱発電の導入に関する自然環境及び生活環境の保全に関する方策
 - （5）地熱発電の導入に関する土地の利用及び景観との調和に関する方策
 - （6）地熱発電の導入に伴う地域の振興に関する方策
 - （7）導入事業者の概要
 - （8）（ ）
- 3 設置前同意に関する説明は、近隣関係者等に対し個別に説明するほか、近隣関係者等が多数である場合は、地元説明会の開催により行うことができる。この場合において、地元説明会の開催は、以下の手続きにより行うこと。
 - （1）地元説明会の開催についての周知を行う前に、近隣区域内の自治会の代表者にその旨を事前に説明すること。
 - （2）地元説明会の開催についての周知は、地元説明会の開催の日の少なくとも1週間前までに、その開催の日時、場所、目的等を示して行うこと。
 - （3）地元説明会の開催の日時及び場所は、参加者の利便を考慮して定めること。
 - （4）地元説明会に参加する者が少なかったときは、必要に応じて再度開催すること。
 - （5）地元説明会の開催にあたっては、その会場となる施設の管理者の指示に従い、所定の手続きを

行うこと。

- 4 3の地元説明会を開催した場合であっても、近隣関係者等のうち当該地域説明会を正当な事由によって欠席し、その説明を受けていない者があるときは、当該説明を受けていない者から求められたときは、設置前同意に関する説明を行うこと。
- 5 設置前同意に関する説明の実施にあたっては、近隣関係者等の意見の把握に努めるとともに、その意見に真摯に対応すること。
- 6 設置前同意に関する説明を行ったときは、次に掲げる書類を作成すること。
 - (1) 設置前同意に関する説明実施調書（別記様式第21号）
 - (2) 設置前同意に関する説明を行うべき近隣関係者等の範囲を示す地図
 - (3) 地元説明会を開催したときは、その開催の周知方法が分かる書類
 - (4) 近隣関係者等が説明を受けたことが分かる名簿等
 - (5) 説明の際の質疑応答等の内容が分かる書類
 - (6) 説明の際に配布し、又は提示した書類
 - (7) その他（ ）
- 7 近隣関係者等への設置前同意に関する説明を完了したときは、設置前同意説明完了報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に報告すること。
 - (1) 設置前同意申請書に添付の地熱発電設備の設置等の計画書（変更がある場合に限る。）
 - (2) 6に掲げる書類
 - (3) その他（ ）

掘削前説明実施調書

1 地熱発電設備の概要について

| | |
|----------------|----------------|
| 設置前同意申請必要事項通知書 | 年 月 日 (記号) 第 号 |
| 設置予定場所 | |
| 導入事業者 | |
| 発電方式 | |
| 発電出力 | |
| 発電設備の型番 | |
| 着工予定日 | |
| 稼働予定日 | |

2 説明の概要

説明対象 近隣関係者 近隣温泉関係者 水利関係者

実施方法 説明会開催 対面説明

実施日時 年 月 日 時 分

実施場所

説明を受けた者の人数 人

説明者の氏名

3 添付書類

- 設置前同意に関する説明を行うべき近隣関係者等の範囲を示す地図
- 地元説明会の開催した場合における、その開催の周知方法が分かる書類
- 近隣関係者等が説明を受けたことが分かる名簿等
- 説明の際の質疑応答等の内容が分かる書類
- 説明の際に配布し、又は提示した書類
- その他 ()

設置前同意説明完了報告書

年 月 日

弟子屈町長 様

住 所

氏 名 ④

（ 法人にあつてはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 ）

年 月 日付け（記号）第 号で通知を受けた設置前同意必要事項に係る設置前同意に関する説明について、説明を完了したので関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- 地熱発電設備の設置に関する計画書
（掘削前説明の申出から記載事項に変更がある場合）
- 設置前同意に関する説明実施調書（ 部）
- 設置前同意に関する説明を行うべき近隣関係者等の範囲を示す地図
- 地元説明会の開催した場合における、その開催の周知方法が分かる書類
- 近隣関係者等が説明を受けたことが分かる名簿等
- 説明の際の質疑応答等の内容が分かる書類
- 説明の際に配布し、又は提示した書類
- その他（ ）

地熱発電設備設置同意通知書

様

弟子屈町長

印

年 月 日付で申請のあった下記地熱発電設備に係る設置前同意について、弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第 2 1 条第 3 項の規定に基づき、同意します。

記

1 地熱発電設備の概要

| | |
|---------|--|
| 設置予定場所 | |
| 導入事業者 | |
| 発電方式 | |
| 発電出力 | |
| 発電設備の型番 | |
| 着工予定日 | |
| 完了予定日 | |
| 稼働予定日 | |

2 付記事項

- (1) 地熱発電設備の設置のための必要な工事を開始したときは、着工の日から 1 0 日以内に地熱発電設備工事開始届を、町長に提出すること。
- (2) 地熱発電設備の設置のための必要な工事を完了したときは、完了の日から 1 0 日以内に地熱発電設備工事完了届を、町長に提出すること。
- (3) その他 ()

地熱発電設備設置同意取消通知書

様

弟子屈町長 印

年 月 日付け（記号）第 号で同意した地熱発電設備の設置について、
弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第39条第3項の規定により、同意を取り消します。

記

1 取消の理由

地熱発電設備工事開始届

弟子屈町長 様

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

地熱発電設備の設置のための必要な工事を開始したので、弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する
条例第 2 3 条の規定により届け出ます。

記

| | |
|-----------------|--|
| 設 置 場 所 | |
| 導 入 事 業 者 | |
| 発 電 方 式 | |
| 発 電 出 力 | |
| 発 電 設 備 の 型 番 | |
| 着 工 日 | |
| 完 了 予 定 日 | |
| 稼 働 予 定 日 | |
| 連 絡 先 (担 当 者) | |

備考 必要に応じ位置図、設備配置図等の説明資料を添付すること。

地熱発電設備工事完了届

弟子屈町長 様

住 所

氏 名 ㊞

〔 法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

地熱発電設備の設置のための必要な工事が完了したので、弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第23条の規定により届け出ます。

記

| | |
|-----------------|--|
| 設 置 場 所 | |
| 導 入 事 業 者 | |
| 発 電 方 式 | |
| 発 電 出 力 | |
| 発 電 設 備 の 型 番 | |
| 着 工 日 | |
| 完 了 日 | |
| 稼 働 予 定 日 | |
| 連 絡 先 (担 当 者) | |

備考 1 地熱発電設備に係る電気事業法（昭和39年法律170号）その他の関係法令の規定による全ての検査等を完了していることを証する書類（当該完了の検査等が行われない場合は、電気事業法第39条第1項の主務省令で定める技術基準に適合していることを証する書類）を添付すること。

2 必要に応じ位置図、設備配置図等の説明資料を添付すること。

定期状況報告書

弟子屈町長 様

住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつてはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第30条の規定により、地熱発電設備の稼働状況等について報告します。

記

| | |
|---------------------|-----------|
| 設 置 場 所 | |
| 稼 働 年 月 日 | |
| 発 電 方 式 | |
| 発 電 出 力 | |
| 発 電 設 備 の 型 番 | |
| 年 間 発 電 量 | |
| 稼働後における近隣関係者等からの意見等 | (意見等) |
| | (意見等への対応) |
| 連絡先（担当者） | |

- 備考 1 近隣温泉のモニタリング結果を添付すること。
2 発電開始後6ヶ月後の報告にあつては、「年間発電量」は、「6ヶ月間の発電量」に読み替えて記載すること。

導入事業者等変更届

年 月 日

弟子屈町長 様

住所

氏名

④

法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

導入事業者等に変更があったので、弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第31条第1項の規定により届け出ます。

記

1 変更に係る地熱発電設備

| | |
|----------|--|
| 設置（予定）場所 | |
| 導入事業者 | |
| 発電方式 | |
| 発電出力 | |
| 発電設備の型番 | |
| 連絡先（担当者） | |

2 変更する内容

3 添付書類

（1）導入事業者に変更がある場合

- 地熱発電設備の設置に関する誓約書
- 暴力団関係者でない旨の誓約書
- 当該変更の事実を近隣関係者等に説明していることが分かる書類
- 登記事項証明書及び役員の住所、氏名、生年月日及び性別を記載した名簿（個人にあっては、住民票の写し）
- その他（ ）

（2）地熱発電設備の設置のための請負、委任又は委託の契約の相手方に変更がある場合

- 暴力団関係者でない旨の誓約書
- 登記事項証明書及び役員の住所、氏名、生年月日及び性別を記載した名簿（個人にあっては、住民票の写し）
- その他（ ）

事業内容変更届

年 月 日

弟子屈町長 様

住所

氏名 ㊟

〔 法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

地熱発電事業の変更をしたいので、弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第31条第1項の規定により届け出ます。

記

1 変更に係る地熱発電設備

| | |
|----------|--|
| 設置（予定）場所 | |
| 導入事業者 | |
| 発電方式 | |
| 発電出力 | |
| 発電設備の型番 | |
| 連絡先（担当者） | |

2 変更する内容

3 添付書類

- 当該変更を示す書類
- 地熱発電設備の設置に関する誓約書
- 暴力団関係者でない旨の誓約書
- 地熱発電設備の設置等の計画書
- 登記事項証明書及び役員の住所、氏名、生年月日及び性別を記載した名簿（個人にあっては、住民票の写し）
- 地熱発電設備の設置のための請負、委任又は委託の契約の相手方に係る以下の書類
 - 暴力団関係者でない旨の誓約書
 - 登記事項証明書及び役員の住所、氏名、生年月日及び性別を記載した名簿（個人にあっては、住民票の写し）
- その他（ ）

事故状況等報告書

年 月 日

弟子屈町長 様

住所

氏名

印

法人にあつてはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

地熱発電設備において事故等が発生したので、弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第33条の規定により報告します。

| | | |
|----------|-------|--|
| 設置場所 | | |
| 導入事業者 | | |
| 発電方式 | | |
| 発電出力 | | |
| 発電設備の型番 | | |
| 事故の状況 | 発生日時 | |
| | 発生原因 | |
| | 被害の内容 | |
| 応急処置の概要 | | |
| 復旧工事の概要 | | |
| 連絡先（担当者） | | |

備考 必要に応じ、事故等の概要、応急処置及び復旧工事の内容が分かる図面等の資料を添付すること。

地熱発電設備廃止届

弟子屈町長 様

住 所

氏 名 ㊟

法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第34条の規定により、地熱発電設備の撤去及び廃棄に関して、次のとおり届け出ます。

記

1. 対象地熱発電設備

| | |
|---------------|--|
| 設 置 場 所 | |
| 導 入 事 業 者 | |
| 発 電 方 式 | |
| 発 電 出 力 | |
| 発 電 設 備 の 型 番 | |

2. 撤去及び廃棄の理由

3. 工事の内容

| | |
|---------------|--|
| 施 工 者 | |
| 担 当 者 等 | |
| 撤 去 方 法 | |
| 廃 棄 方 法 | |
| 工 事 着 工 予 定 日 | |
| 工 事 完 了 予 定 日 | |
| 廃 止 予 定 日 | |

備考 撤去工事及び設備の廃棄について位置図と併せて工事計画を添付すること。

補助金等同意申請書

年 月 日

弟子屈町長 様

住所

氏名

④

（ 法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 ）

地熱発電設備の導入に関して、補助金等の申請（関係法令の規定による手続き）にあたり、弟子屈町の同意が必要となりましたので、弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第35条第1項の規定により申請します。

1 申請事由

2 同意を必要とする機関と同意の内容

（1）同意を必要とする機関

（2）同意の内容

3 添付書類

- 地熱発電設備の設置に関する誓約書
- 暴力団関係者でない旨の誓約書
- 地熱資源量調査、地熱発電の導入のための蒸気及び熱水の掘削又は地熱発電設備の設置等の計画書
- 登記事項証明書及び役員の住所、氏名、生年月日及び性別を記載した名簿（個人にあっては、住民票の写し）
- 地熱資源量調査、地熱発電の導入のための蒸気及び熱水の掘削又は地熱発電設備の設置のための請負、委任又は委託の契約の相手方に係る以下の書類
 - 暴力団関係者でない旨の誓約書
 - 登記事項証明書及び役員の住所、氏名、生年月日及び性別を記載した名簿（個人にあっては、住民票の写し）
- その他（ ）

補助金等同意通知書

様

弟子屈町長 印

年 月 日付けで申請のあった同意に関して、弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第35条第2項の規定により、下記のとおり同意します。

記

1 同意事項

2 同意条件

補助金等同意取消通知書

様

弟子屈町長

印

年 月 日付け（記号）第 号で同意した地熱発電設備の導入について、弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第39条第3項の規定により、次のとおり同意を取り消します。

また、この取消しについては、同意を必要とした機関にもその旨を通知することを申し添えます。

記

1 取消対象となる同意事項

2 取消の理由

(表)

| | | | |
|--------|----|---------|---|
| 第 | | 号 | |
| 立入調査員証 | | | |
| | 氏名 | | |
| | | 年 月 日生 | |
| | | 年 月 日発行 | |
| 弟子屈町長 | | | 印 |

(裏)

弟子屈町弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例（抜粋）

第37条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、町の職員に地熱発電設備の敷地その他必要な場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

改善措置実施勧告書

様

弟子屈町長 印

地熱発電設備の導入に関して、弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例第38条の規定により、次のとおり改善に必要な措置を講ずるよう勧告します。

1 勧告に係る地熱発電設備

| | |
|----------|--|
| 設置（予定）場所 | |
| 導入事業者 | |
| 発電方式 | |
| 発電出力 | |
| 発電設備の型番 | |

2 改善事項

3 勧告理由